

○電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案新旧対照表条文（無線局の局種別審査基準関係）

（下線部が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第 18 気象援助局</p> <p>1（略）</p> <p><u>2 ラジオゾンデの気象援助局の通信の相手方は、申請者に所属する受信設備であること。</u></p> <p>3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) 送信装置は、次のとおりであること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>発振の方式は、</u>次のとおりであること。</p> <p>(ア) 発振の方式（変調用発振器を除く。）は、水晶発振方式であること。</p> <p>ただし、<u>ラジオゾンデの気象援助局の無線設備の場合</u>は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p><u>(3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 21 年総務省令第 67 号）附則第 3 項に規定する無線設備は、平成 31 年 6 月 24 日までの使用であること。</u></p> <p>4 電波の型式、周波数、空中線電力及び占有周波数帯幅の許容値は、<u>次の基準によるものとする。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 設備規則第 54 条の 2 の 2 に規定するラジオゾンデ（以下第 18 におい</u></p>	<p>別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第 18 気象援助局</p> <p>1（略）</p> <p><u>2 地上に設置するレーダーの気象援助局の通信の相手方は、申請者に所属する気象援助局又は受信設備であること。</u></p> <p>3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) 送信装置は、次のとおりであること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>発振の方式については、</u>次のとおりであること。</p> <p>(ア) 発振の方式（変調用発振器を除く。）は、水晶発振方式であること。</p> <p>ただし、<u>404.5MHz、1,673MHz、1,680MHz 及び 1,687MHz の電波を使用する</u>場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4 電波の型式、周波数、空中線電力及び占有周波数帯幅の許容値は、<u>別表 1 に定める範囲内のものであり、かつ、次の基準によるものとする。</u></p> <p>(1)（略）</p>

て「狭帯域ラジオゾンデ」という。)の気象援助局の周波数は、403.3MHzから405.7MHzまでの100kHz間隔25波の共用周波数とし、より効率的な周波数利用を確保するため、次のとおりとすること。

ア 無線局事項書の通信の相手方の欄に、固定観測と付記されない狭帯域ラジオゾンデの気象援助局については、403.7MHzから404.5MHzまでの9波のうち2波以上を指定することとし、かつ、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要な最小限の数とすること。

イ 無線局事項書の通信の相手方の欄に、固定観測と付記され、通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である狭帯域ラジオゾンデの気象援助局については、404.6MHzから405.7MHzまでの12波から指定すること。

ウ イにおいて周波数の繰り返して割り当てることが困難な場合は、403.3MHzから403.6MHzまでの4波及びアに掲げる9波の計13波のうち1波を指定することができる。

エ 無線局事項書の開設、継続開設又は変更を必要とする理由欄に、「関係当事者間による混信防止のための運用調整を行う。」等の記載がなされていること。

(3) 狭帯域ラジオゾンデの気象援助局の場合、404.5MHzの周波数の指定に当たっては、占有周波数帯幅の許容値は60kHz、空中線電力は0.2W以下であること。

(4) 空中線電力は、(3)の基準のほか次によること。

ア・イ (略)

(5) (略)

(2) 空中線電力は次によること。

ア・イ (略)

(3) (略)